

日本労働年鑑 第59集 1989年版  
The Labour Year Book of Japan 1989

特集 日本における外国人労働者問題

2 外国人労働者の受入れ問題をめぐる政・労・使の対応

3 労働組合の動向

外国人労働者問題と最も密接なかかわりあいをもっているのは、国内労働者および労働組合であるといえる。この問題にたいする日本の労働組合の姿勢は消極的なものであると一般にいられている。たとえば、先の東京商工会議所が大学教授、ジャーナリスト、研究機関、各種団体、労働組合を対象におこなった「外国人労働者の受け入れに関する意見調査」によれば、「日本社会にとって、外国人労働者を現在以上に受け入れることは必要ですか」という質問にたいして、「必要である」との回答の最低値を、また「必要でない」との回答の最高値を労働組合の回答が占めていた。

政府部内での外国人労働者問題の検討および受け入れ緩和の方向が示されつつあるのと時期を同じくして、労働組合団体によるこの問題にたいする基本的考え方や政策要求などがあいついで発表された。

(1) 連合の対応

「連合」は、八八年三月二五日に「外国人労働者問題への対応について」を発表し、基本方針を提示している。

〔「外国人労働者問題への対応について」(要旨)〕

\* 基本的考え方

- 一、無原則的受け入れは、認められない
- 二、受け入れにあたっては、国内雇用との調和、諸環境の整備、国民的合意、を前提に基準を明確にすること
- 三、具体的基準の策定にあたってふまえるべき条件
  - (1)国内雇用や労働条件に悪影響を及ぼさない (2)雇用主の責任の明確化 (3)社会的有用性の存在 (4)社会的コスト負担の明確化 (5)国内労働者の意見の十分な反映
- 四、基準の策定と運用に際し、労働組合の参加が確保されること
- 五、国内労働者との同等の権利保障のための公正労働基準の確立
- 六、不法就労の根絶に努めること
- 七、海外援助や研修生受け入れによる当該国の雇用機会拡大

\* 政府に対する要求事項

- 一、外国人労働者の就労実態について調査し、明らかにすること
- 二、政労使・学識経験者による「外国人労働者問題対策会議」を設営し、国民的合意をはかること
- 三、不法就労雇用者への罰則強化、不法就労者を国外退去させること、その間、一時的保護措置を講ずる
- 四、海外研修生、留学生の受け入れ推進
- 五、海外援助拡充、ODAへの労働組合の参加
- 六、完全雇用達成のため、適正成長の確保および総合的雇用政策の推進
- 七、不安定労働への取り組み強化
- 八、最低労働基準の引き上げ

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---